事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 4 日

関東信越厚生局 近畿厚生局~御中 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

> 厚生労働省医薬·生活衛生局 監 視 指 導 · 麻 薬 対 策 課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う薬監証明の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用アルコール等の供給不足が生じています。

このような状況において、企業が、自社の社員の感染予防の観点から自社内で使用することを目的に医薬品、医療機器等を輸入する場合については、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

- 1. 企業が、自社の社員の新型コロナウイルス感染症の対策として、自社内で使用することを目的として医薬品、医療機器等(感染予防対策として一般人が自ら使用することが想定されるものに限る。)を輸入しようとする場合には、薬監証明の発給対象として差し支えない。
- 2. 薬監証明の発給に際しては以下の書類を輸入者に提出させ、必要な確認を行うこと。
  - 輸入報告書
  - ・ 輸入品目の商品説明書
  - 仕入書(インボイス)
  - 航空貨物運送状(AWB)(写)又は船荷証券(B/L)(写)
  - 誓約書

- 3. 上記提出書類のうち、誓約書については以下の事項の記載を求めること。
  - ・ 供給不足により国内流通品が調達できない事情による輸入であること
  - 新型コロナウイルス感染症の対策のために自社内での使用に限定した ものであること
  - ・ 輸入品目の使用及び保管管理は、当該企業の責任のもと適切に行うこと
  - ・ 外部への不正流通が発生しないよう、社員等に対して適切に指導・監督 を行うこと

以上